

6 他市町村住所地特例・適用除外状況（年度別・区別）

（平成19年3月31日現在）（単位：人）

年 度 ・ 区 名	他市町村 住所地特例者数 1	適用除外者数 2				計
		指定障害者 支援施設等	児童福祉法の 規定により厚生 労働大臣が 指定する施設	救護施設	労災特別 介護施設	
13	44	25	2	110	6	143
14	57	27	3	99	8	137
15	101	32	3	96	8	139
16	125	39	3	90	8	140
17	174	50	3	97	7	157
18	311	63	2	94	9	168
千種	4	1	0	0	0	1
東	2	1	0	0	0	1
北	30	7	0	2	1	10
西	36	4	1	0	0	5
中村	7	5	0	6	0	11
中	13	0	0	0	0	0
昭和	6	1	0	0	0	1
瑞穂	6	1	0	0	1	2
熱田	5	1	0	0	2	3
中川	28	3	0	0	1	4
港	12	0	0	0	2	2
南	23	3	0	1	0	4
守山	82	12	0	3	1	16
緑	19	4	1	0	0	5
名東	28	6	0	36	0	42
天白	10	14	0	46	1	61

1 他市町村住所地特例者とは、住所地特例対象施設（介護保険施設等）に入所するために他市町村から本市に転入した者であり、転入前市町村の被保険者となる者である。

2 重症心身障害児施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の規定による施設、国立及び国立以外のハンセン病療養所も適用除外施設であるが、当該施設に入所中の適用除外者はいない。